

令和３年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(令和４年１０月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和3年度の監査テーマ

「東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和4年6月末日時点）

1ページから9ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和4年6月末日時点）

10ページから55ページのとおり

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
1		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助率の上限の設定がない)	行財政改革課	措置予定
2		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	行財政改革課	措置予定
3		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	行財政改革課	措置予定
4		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない)	行財政改革課	措置予定
5		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない)	行財政改革課	措置予定
6		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	行財政改革課	検討中
7		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	行財政改革課	検討中
8		○	運用基準の改訂	行財政改革課	措置予定
9		○	運用基準の適用範囲の見直し	行財政改革課	措置予定
10		○	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	行財政改革課	検討中
11		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	行財政改革課	検討中
12		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	行財政改革課	検討中
13		○	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革課	検討中
14		○	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	内部統制推進室	措置中
15		○	事務局業務を担う期限の設定と解消	行財政改革課	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
16	○		自主防災組織活動補助金	危機管理室	措置済み
17		○	自主防災組織活動補助金	危機管理室	措置中
18		○	防犯灯維持管理費補助金	公民連携協働室	検討中
19		○	防犯灯設置費補助金	公民連携協働室	措置済み
20		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置中
21		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置中
22		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置済み
23	○		医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置済み
24		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置中
25		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置済み
26		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	検討中
27	○		産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み
28		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み
29		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置中
30		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
31		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み
32		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	検討中
33		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	検討中
34		○	住工共生まちづくり補助金	モノづくり支援室	措置済み
35	○		商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	措置済み
36		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	検討中
37		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	措置予定
38	○		モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置済み
39		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置中
40		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置済み
41		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	検討中
42	○		モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置済み
43		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置中
44		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置済み
45		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
46	○		共同施設設置事業補助金	商業課	措置済み
47		○	共同施設設置事業補助金	商業課	措置済み
48		○	商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	商業課	不措置
49		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置予定
50		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置済み
51		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置済み
52		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	検討中
53	○		シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	措置済み
54		○	シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	措置済み
55		○	シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	検討中
56		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置予定
57		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置済み
58		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置予定
59		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	検討中
60		○	クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
61	○		クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	措置予定
62	○		指定文化財整備補助金	文化財課	措置済み
63	○		指定文化財整備補助金	文化財課	措置中
64		○	人権啓発協議会補助金	人権啓発課	措置予定
65	○		同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	人権同和調整課	措置済み
66		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	措置予定
67		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	措置予定
68		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	検討中
69	○		社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置済み
70		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置済み
71		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置予定
72		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置中
73		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置予定
74	○		市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置
75		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
76		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置
77		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置
78		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置済み
79		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置済み
80		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置予定
81		○	サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み
82		○	サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み
83	○		サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み
84	○		日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	措置済み
85		○	日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	措置済み
86		○	老人クラブ活動補助金	高齢介護課	措置中
87		○	介護保険サービス利用料軽減助成金	給付管理課	措置済み
88		○	衛生管理体制確保支援等事業補助金	障害施策推進課	不措置
89	○		衛生管理体制確保支援等事業補助金	障害施策推進課	不措置
90		○	サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
91	○		サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	措置予定
92	○		社会福祉施設等整備費補助金	障害施策推進課	措置済み
93		○	社会福祉施設等整備費補助金	障害施策推進課	検討中
94	○		移動支援事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
95	○		地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	障害福祉認定給付課	措置中
96		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
97		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
98		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
99	○		日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
100		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
101		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中
102	○		民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中
103		○	民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中
104		○	民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中
105	○		再生可能エネルギー等普及促進補助金	環境企画課	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
106		○	放置自転車追放推進事業補助金	自転車対策課	措置済み
107	○		放置自転車追放推進事業補助金	自転車対策課	措置済み
108	○		高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置済み
109	○		高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置済み
110		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置予定
111		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置予定
112		○	農業用排水路維持管理補助金	土木工営所	措置中
113		○	緑の保全事業補助金	みどり景観課	措置済み
114		○	公園愛護会補助金	公園課	措置済み
115		○	地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	措置予定
116		○	地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	措置予定
117		○	老朽住宅解体除去補助金	市街地整備課	検討中
118		○	民間建築物耐震化促進補助金	建築安全課	措置済み
119		○	空き家等対策補助金	空家対策課	検討中
120	○		クラブ活動運営費補助金	学校教育推進室	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)
121		○	人権教育研究会補助金	人権教育室	措置済み
122		○	学校園保健会補助金	教職員課	措置中
123	○		学校園保健会補助金	教職員課	措置中
124		○	学校給食会運営補助金	学校給食課	検討中
125		○	学校給食会運営補助金	学校給食課	措置中
126	○		文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中
127		○	文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中
128		○	文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
1	102 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助率の上限の設定がない)	補助金等交付規則や各補助金等の個別規則と一体となって運用される「団体に対する補助制度運用基準」(平成20年度策定、以下「運用基準」という。)が求める、団体に対する補助の補助率の上限を1/2とする要求事項を満たしていない状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。補助率の上限設定等の状況を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	国の財源を基礎とする補助金や政策的な判断で実施する補助金等に対し、全て同じ上限を要求することは実態に合わず適切でないため、運用基準の見直しを行います。	措置予定
2	103 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	団体に対する補助について終期が設定されていないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。そもそも運用基準として求める終期の考え方、終期の設定方法について改めて検討する必要がある。	行財政改革課	社会情勢の変化などに対応するため、実態に即した効果的な設定の再検討及び一定周期で必要性を検証するためのシステムの構築を含め、運用基準の見直しを行います。	措置予定
3	103 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	補助金の終期の設定の状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準(あるいは今後改訂されたあとの運用基準)で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	社会情勢の変化などに対応するため、実態に即した効果的な設定の再検討及び一定周期で必要性を検証するためのシステムの構築を含め、運用基準の見直しを行います。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
4	105 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない)	団体に対する補助について補助金の交付先に対して領収書等の提出を求めているという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。領収書等(写し)の添付の義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	補助金の適正な執行のため、領収書等の添付を義務付けるよう、団体に対する補助制度運用基準に定めており、各所管課において確実に確認するよう、関係通知等の機会をもって指導してまいります。	措置予定
5	105 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない)	団体の補助について補助金の交付先の事業公報や購入した備品等に補助事業であることが表示されていない事例が相当数認められる。補助事業であることの義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	補助金の適正な執行のため、補助事業であることの表示を義務付けているが、補助制度は様々な意義・性質を持つものがあるため、透明性や適切な管理といった視点より効果的な設定を再検討し、運用基準の見直しを行います。	措置予定
6	106 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	団体に対する補助について運用基準により難しい場合に求められている理由等の公開がないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。そもそも理由等の公開を全ての補助金において必要とするのか、公開をするのであればどのような方法で実施するのかを改めて検討する必要がある。	行財政改革課	公開することによる透明性確保に寄与する側面と公開による弊害の側面の双方より、運用基準の見直しを含め検討します。	検討中
7	106 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	運用基準に準拠していない理由等の公開について検討したうえで、運用基準(あるいは今後改訂されたあとの運用基準)で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	公開することによる透明性確保に寄与する側面と公開による弊害の側面の双方より、運用基準の見直しを含め検討し、その後、各所管課に適正に指導してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
8	108 ページ		○	運用基準の改訂	運用基準について改訂を検討すべき点が次のとおり複数認められる。 ・事業補助の定義や内容が不明確であり、運営補助との線引きが曖昧である。 ・領収書の宛名・宛先を必ず補助金交付先とすることの規定がない。 ・補助金を概算払とする場合には事前にその必要性及び理由について決裁を経るべきだが、そのような規定がない。なお、原則的には確定払とすべきである。 ・補助金を概算払とする場合には、個々の補助金の交付要綱等に補助金の精算(返還)期限を定めることを規定すべきである。 ・運用基準により難しい場合に理由等の公開の必要性を再検討し、公開させるのであれば、その手段や方法を明確にする必要がある。 ・補助である以上個々の効果指標や達成目標を定めることを検討する必要があるが、そのような規定がない。 ・補助金の効果について、例えば、モノづくり支援補助金等のように補助事業終了後中長期に亘ってその効果をモニタリングすべきものがあることについて明記すべきである。 運用基準を実態あるいは現状の環境をふまえて改訂すべきである。	行財政改革課	ご指摘の内容を踏まえ、補助金の適正な執行のため、実態に即し現状を踏まえた運用基準の見直しを行います。	措置予定
9	108 ページ		○	運用基準の適用範囲の見直し	運用基準に基づく運用について、現状の運用実態との乖離の事実鑑み、その適用範囲を再検討すべきである。具体的には、福祉部の介護保険サービス利用料軽減助成金等国の制度として運用される補助金、ボランティア団体等自主財源がない団体に対する補助金、(公益財団法人)産業創造勤労者支援機構等政策実現の一環で市が運営費を補助することを念頭に設立した外郭団体等について一律に運用基準を適用することとするのか否かについて再検討する必要がある。改めて団体に対する補助金等の実態を把握したうえで、改訂後の運用基準の適用範囲あるいは適用範囲の見直しを検討すべきである。	行財政改革課	ご指摘の内容を踏まえ、補助金の適正な執行のため、実態に即し現状を踏まえた運用基準の見直しを行います。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
10	109 ページ		○	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	監査した所管課によって、消費税等の取扱(望ましい対応として、消費税等の仕入控除税額は減額して交付申請すること、仕入控除税額の返還が生じる一定の法人等については消費税等の仕入控除税額を減額して実績報告すること、補助事業完了後の消費税等申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じること)や、補助金の交付先における経済性の確保(望ましい対応として、一定金額以上の物品の購入や委託については市の基準に準じて入札をすべきこと、また、一定期間未満であっても複数社から相見積もりを徴取すべきことを指導すること)について対応が異なる。適宜他の制度所管課とも連携し、これらの望ましい補助金等に関する事務遂行に関しての全庁的な展開を図るべきである。	行財政改革課	公平性、一律性、経済性の確保といった視点と事務の煩雑性、困難性といった視点において、望ましい事務遂行を検討します。	検討中
11	110 ページ		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。適宜他の制度所管課とも連携し、必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	行財政改革課	補助終期の設定を再検討する中で、継続的にモニタリング機能が図られる仕組みを検討します。	検討中
12	110 ページ		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	モニタリングの仕組みを整備する観点からも、市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度が運用されていることの説明責任を果たすうえでも、適宜他の制度所管課や補助金を執行する所管課とも連携し、補助金等を一覧化して積極的にその是非を問うて検討するための情報開示を図ることが必要である。	行財政改革課	透明性、公開性の視点より、ご指摘のとおり運用基準の見直しを行った上で、公開の内容・形態について検討します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
13	111 ページ		○	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革プラン2020において持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられている。今後策定する各種の行財政改革プランにおける補助金等の適正化に関する目標設定においては、適正化の内容を具体的なゴールとして明らかにするとともに、事後で検証可能な目標とすべきである。	行財政改革課	まずは運用基準の見直しを行い、その後、検証可能な目標の設定のあり方について、検討します。	検討中
14	112 ページ		○	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	補助金の所管課が補助対象団体の事務局を担っており、補助金を財源とした現金や通帳等を預かっているケースが複数見受けられる。当該現金等については公金に準じて適切に取り扱われるべきであるが、これらの取り扱いを定めたマニュアルがないため、例えば、現金の支出の都度支出命令に類する決裁を起案しているか否か、出納帳のダブルチェックを行っているか否か、通帳と印鑑を別々に保管しているか否か等、所管課によって取扱方法が異なっているという実態が認められる。東大阪市の公金マニュアル等を参考に、公金に準じて取扱われるべきもののマニュアルを整備し、当該マニュアルにしたがった運用を各所管課に指導すべきである。	内部統制推進室	指摘を踏まえ、任意団体に係る会計事務の標準的なマニュアル作成を進めるにあたり、各所属で管理している公金に属さない現金等について把握をするため、5月13日付で全庁照会を行い、その照会結果も踏まえて、現在、任意団体の会計事務取扱マニュアルの整備に取り組んでいるところです。	措置中
15	112 ページ		○	事務局業務を担う期限の設定と解消	上記のような事務局業務を担う場合の注意点として、運用基準によれば、「法律等に定めのある場合を除き、時限を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行」するものとされている。しかしながら、現在事務局業務を担う所管課において、時限は設定されておらず、時限の設定に向けた補助対象団体との協議を具体的に進めているケースも少数であった。改めて各補助金において事務局業務を担っている現状と実態を把握するとともに、事務局業務の時限の設定についての考え方を具体的に整理すべきである。そのうえで、時限の設定に向けて、各所管課に指導を行うべきである。	行財政改革課	現行の運用基準において市職員が支出先団体の事務局業務を行う場合の注意事項は記載しておりますが、具体的な基準等は定められておりません。 まずは実情・実態を把握し、適正なあり方や手法を検討します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
16	117 ページ	○		自主防災組織活動補助金	東大阪市自主防災組織活動補助金交付請求書の添付書類欄及び領収書の写し等を添付する書類(別紙3)の注意書きにおいて、宛名は自主防災会会長名義としなければならない旨の記載がなされている。しかし、複数の領収書又は請求書等の写しで自主防災会会長名義となっていなかった。また、宛名自体が空欄のものもあった。危機管理室では領収書の写し等が適切な宛名となっているかどうか確認するとともに、適切でない場合には改めるよう各自主防災組織に対して適切に指導する必要がある。	危機管理室	令和3年11月に東大阪市自主防災組織活動補助金交付規則における様式において、領収書の宛名は「〇〇校区自主防災会」又は「〇〇校区自主防災会 会長 〇〇〇〇」とするよう、変更しました。	措置済み
17	118 ページ		○	自主防災組織活動補助金	補助金の申請のない3つの自主防災組織について防災活動が適切に実施されているかどうか活動実績を把握する必要がある。また、補助金申請のない校区について、防災活動を適切に実施できているのであれば、補助申請のある校区に対して補助が必要でないかどうかの検討も行うべきである。	危機管理室	毎年度末に、当該年度における補助金の申請をしていない自主防災組織に対して、危機管理室から補助金活用の案内をしており、令和3年度においては1校区からの申請はありましたが、2校区は申請まで至っておりません。	措置中
18	121 ページ		○	防犯灯維持管理費補助金	補助金の支給単価の妥当性ととも、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかを改めて検討することが必要である。	公民連携 協働室	防犯灯維持管理費補助金の支給単価の妥当性ととも、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかについて、令和4年6月16日に東大阪市自治協議会の会議で協議の場を設けました。今後引き続き検討してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
19	124 ページ		○	防犯灯設置費補助金	補助金の利用をより積極的かつ平等に推進していく観点からは、「防犯灯の設置費」が対象とする範囲、すなわち、既存の防犯灯のLED防犯灯への取替更新を含むこと、既存のLED防犯灯から新しいLED防犯灯への交換も含むこと等について補助金交付要綱に明確に定めることが望まれる。	公民連携 協働室	令和4年4月1日付で要綱改正を実施しました。具体的には、東大阪市防犯灯設置費補助金交付要綱第3条が「補助金の交付対象は、自治会が設置する防犯灯にかかる設置費とする。なお、防犯灯にかかる設置費の対象とする範囲は、既存の防犯灯のLED防犯灯への取替更新及び既存のLED防犯灯から新しいLED防犯灯への交換も含むものとする。」となりました。	措置済み
20	127 ページ		○	職員厚生事業補助金	交付先である東大阪市職員厚済会と事業の効果測定が可能となるよう見直しを協議し、効果的な事業実施を検証する必要がある。	給与福利課	補助金で実施している健康増進事業の効果測定のため、令和4年度、令和5年度の同事業の申込用紙に二次元コードを付し職員へアンケートを実施いたします。 また、他自治体の補助金活用事例を検証し、より効果的な事業を実施してまいります。	措置中
21	127 ページ		○	職員厚生事業補助金	地方公務員法第42条の規定の趣旨を達成するためには、より効果のある事業の遂行を多角的に検討する必要がある。そのため、補助団体である東大阪市職員厚済会に事業の多様化を求めるべきである。	給与福利課	令和4年度より事業の効果測定のため職員へアンケートを実施いたします。その結果に基づき、職員の健康増進、元気回復、勤労意欲の向上等を図れるような事業展開を東大阪市職員厚済会へ求めてまいります。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
22	127 ページ		○	職員厚生事業補助金	補助対象経費について補助金の実態と要綱との間に乖離が生じていることから、要綱の内容を見直す必要がある。	給与福利課	補助対象経費について、従来より事業運営に係る事業費を対象としておりました。運営に係る事務費は補助金の交付対象ではないことから、文言を削除する要綱の改正を令和4年4月1日付で実施いたしました。	措置済み
23	130 ページ		○	医工連携事業化促進補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	モノづくり支援室	令和4年4月1日付で補助金交付要綱を策定いたしました。	措置済み
24	131 ページ		○	医工連携事業化促進補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	モノづくり支援室	補助金の交付決定に係る協議内容につきましては次年度より交付決定起案に記載するようにします。また、実績報告につきましては、令和4年3月31日に公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査しております。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
25	131 ページ		○	医工連携事業化 促進補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	モノづくり 支援室	令和4年度より本補助金の支出について、機構に財務状況を確認し、事業の遂行に支障をきたす恐れがないと判断したため、補助事業完了後の確定払にすることといたしました。	措置済み
26	131 ページ		○	医工連携事業化 促進補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。	モノづくり 支援室	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構と当該補助制度の効果を可視化、又は数値化できる指標の設定を協議しているところです。	検討中
27	136 ページ	○		産業創造勤労者 支援機構運営補 助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	モノづくり 支援室	令和4年4月1日付で補助金交付要綱を策定いたしました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
28	137 ページ		○	産業創造勤労者 支援機構運営補助金	交際費を補助対象とすることは明らかに不適切であることから、補助対象経費から除外すべきである。	モノづくり 支援室	令和3年度より交際費を補助対象経費から除外いたしました。	措置済み
29	137 ページ		○	産業創造勤労者 支援機構運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあること、機構には所管課から、あるいは別の課からも別の補助金が交付されていることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の按分計算が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	モノづくり 支援室	補助金の交付決定に係る協議内容につきましては次年度より交付決定起案に記載するようにします。また、実績報告時には、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書類に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査しましたが、決算報告を受け取った段階でも書面での検査だけでなく、併せて公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書類に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査してまいります。	措置中
30	137 ページ		○	産業創造勤労者 支援機構運営補助金	現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書(正味財産増減計算書)のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある。	モノづくり 支援室	貸借対照表は例年6月に開催される評議員会の議決をもって確定するため、精算報告時には参考資料として確定前の貸借対照表を提出させ、機構の財政状況及び事業遂行状況を確認いたしました。また、評議員会終了後には確定版資料を提出させ、精算報告時の資料と相違がないか確認を行っています。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
31	137 ページ		○	産業創造勤労者 支援機構運営補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	モノづくり 支援室	令和4年度より本補助金の支出につきましては、収益事業のみでは運営経費を捻出しがたいということを起案に記載した上で、概算払としております。	措置済み
32	138 ページ		○	産業創造勤労者 支援機構運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	モノづくり 支援室	公益財団法人である機構では全事業に対する公益目的事業の比率を50%以上にする必要がありますが、令和4年度については、機構の事業が本市の産業振興施策の目的と合致すること等を勘案した上で、収益事業のみでは運営経費を捻出しがたいことから、補助金の交付及び算出方法が妥当であると判断いたしました。 引き続き、本市の外郭団体として安定的な経営を損なわない財政的な援助の手法を検討してまいります。	検討中
33	138 ページ		○	産業創造勤労者 支援機構運営補助金	貸室(転貸)事業については十数年間にもわたって多額な赤字を計上しているにもかかわらず、これらの状況の改善のために独立行政法人中小企業基盤整備機構と借上料の減額等について協議する等の対応を継続的に行わず現状を放置しており、極めて不適切である。即刻の改善を求める。	モノづくり 支援室	独立行政法人中小企業基盤整備機構、大阪府、本市間での覚書において、貸室事業については本市が担うこととなっております。 赤字解消に向け、中小企業基盤整備機構に対し借上料減額等の申し入れや協議を行うとともに、利用促進施策についても検討してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
34	143 ページ		○	住工共生まちづくり補助金	交付要綱を見直し、完了報告書を提出する際に、移転前の工場の閉鎖を確認できる資料の提出を求めたうえで、移転前の工場の閉鎖を確認すべきである。	モノづくり支援室	移転前の工場の閉鎖を確認できるよう、令和4年4月1日に交付要綱を改正しました。	措置済み
35	149 ページ		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	監査対象年度である令和2年度以前において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。 補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	モノづくり支援室	令和3年4月1日に交付要綱を策定しました。	措置済み
36	149 ページ		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	客観的に検証可能な補助金額の算定とするため、「会議所自己負担額」の定義を要綱上も明確に定義すべきである。	モノづくり支援室	要綱の改正も含めて検討してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
37	149 ページ		○	商工振興補助金 及びテクノメッセ 東大阪開催事業 補助金	成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケートを入手しておらず、補助金の効果測定を実施していなかった。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケート(あるいはその要約集計資料)を入手し、補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。	モノづくり 支援室	展示会の来場者へのアンケート集計等の資料を入手して、事業の効果を確認してまいります。	措置予定
38	154 ページ		○	モノづくり支援補 助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	モノづくり 支援室	令和4年4月1日付で補助金交付要綱を策定いたしました。	措置済み
39	154 ページ		○	モノづくり支援補 助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	モノづくり 支援室	補助金の交付決定に係る協議内容につきましては次年度より交付決定起案に記載するようにします。また、実績報告につきましては、令和4年3月31日に公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査しております。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
40	155 ページ		○	モノづくり支援補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	モノづくり支援室	令和4年度より本補助金の支出について、機構に財務状況を確認し、事業の遂行に支障をきたす恐れがないと判断したため、補助事業完了後の確定払にすることといたしました。	措置済み
41	155 ページ		○	モノづくり支援補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、開発件数、商談件数等の成果指標を定めているとはいえないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができているとはいえない。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。	モノづくり支援室	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構と当該補助制度の効果を可視化、又は数値化できる指標の設定を協議しているところです。	検討中
42	158 ページ		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	モノづくり支援室	令和4年4月1日付で補助金交付要綱を策定いたしました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
43	158 ページ		○	モノづくりワンス トップ推進事業補 助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	モノづくり 支援室	補助金の交付決定に係る協議内容につきましては次年度より交付決定起案に記載するようにします。また、実績報告時には、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書類に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査しましたが、決算報告を受け取った段階でも書面での検査だけでなく、併せて公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書類に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査してまいります。	措置中
44	158 ページ		○	モノづくりワンス トップ推進事業補 助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	モノづくり 支援室	令和4年度より本補助金の支出につきましては、自己資金のみでは当該経費を捻出したいということを起案に記載した上で、概算払の手続きを進めております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
45	158 ページ		○	モノづくりワンス トップ推進事業補助金	所管課として補助金の効果測定は毎月の定例会議の中で行っていた。相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等の成果指標を定めているとはいえないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないといえない。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。	モノづくり 支援室	公益財団法人東大阪市産業創造勤労者 支援機構と当該補助制度の効果を可視 化、又は数値化できる指標の設定を協議し ているところです。	検討中
46	165 ページ		○	共同施設設置事 業補助金	実際は令和2年11月19日に回議書により決裁を得たが、決定通知書の日付け記載を誤って11月18日の日付を記載したということであり、外観上は未決裁の状態で作成決定通知書が発行された状態になっている。 回議書における決裁日は交付決定通知の日付より前でなければならず、今後事務の遂行に注意する必要がある。	商業課	令和4年度より、決裁日と交付決定通知書 の日付の誤りが起きないように、複数人の チェックを行っています。	措置済み
47	165 ページ		○	共同施設設置事 業補助金	補助の対象に共同施設の補修や撤去等も含まれることをより認知しやすくするよう、要綱において掲げる事業の名称や補助金の名称に工夫を持たせることが望まれる。	商業課	令和4年度より、商業団体を対象とした補 助金説明会において、「補助金のしおり」に より、当該補助金の対象を詳しく説明してい ます。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
48	169 ページ		○	商店街新型コロナ ウイルス感染 症対策補助金	商店街の街路灯に係る電気代は補助対象経費から除外すべきである。	商業課	令和4年度は当該補助金事業の実施はありません。	不措置
49	172 ページ		○	勤労者総合福祉 推進事業運営補 助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の計上が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	労働雇用 政策室	交付決定等の諸手続については今後も適正に執行してまいります。また、支出の妥当性の検討のため、令和3年度の実績報告の検証から、実地検査を実施し、給与台帳やその他支出に係る帳票を確認するとともに、全体の決算との整合性についても確認をいたします。	措置予定
50	172 ページ		○	勤労者総合福祉 推進事業運営補 助金	現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書(正味財産増減計算書)のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある。	労働雇用 政策室	令和3年度の精算報告から、貸借対照表を添付していただいております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
51	172 ページ		○	勤労者総合福祉 推進事業運営補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	労働雇用 政策室	令和4年度の補助金の概算払を行うにあたりまして、概算払を必要とする理由書を提出していただき、確認のうえ交付いたしました。今後も、団体の財政状況、予算の執行状況、事業実績等を勘案しながら、交付事務を行ってまいります。	措置済み
52	172 ページ		○	勤労者総合福祉 推進事業運営補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。	労働雇用 政策室	事業の効果や成果を測るための手法や計画目標について、当該団体と協議しながら検討してまいります。	検討中
53	178 ページ	○		シルバー人材セ ンター管理運営 補助金	監査対象年度である令和2年度以前において、当該補助金に関する交付要綱が策定されていなかった。補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	労働雇用 政策室	令和3年度に補助金交付要綱を策定いたしました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
54	179 ページ		○	シルバー人材センター管理運営補助金	適正な金額の補助金の交付のため、収支決算書の提出を求めるとともに、「団体に対する補助制度運用基準」に基づき賃金台帳等の根拠資料の提出を求めたうえで、これらの資料との整合性といった観点から精算額の妥当性を検証する必要がある。	労働雇用 政策室	令和3年度の精算報告から、収支計算書と貸借対照表を添付していただいております。また、昨年度から実施している実地調査にて、給与起案や総勘定元帳等の根拠資料の確認をしております。	措置済み
55	180 ページ		○	シルバー人材センター管理運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	労働雇用 政策室	団体の経営状況や実態に基づき、補助金額の妥当性を今後検証するとともに、補助金算定方法についても検討を行ってまいります。	検討中
56	183 ページ		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	要綱あるいは実施基準に、補助対象とする補助対象経費を具体的に規定する必要がある。	農政課	補助対象経費を要綱等に具体的に規定してまいります。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
57	183 ページ		○	都市農業活性化 農地活用事業補 助金	要綱あるいは実施基準において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	農政課	実施基準において、「他団体から補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた残額に対して補助率を適用する。」との文言を追記し、補助金の適用範囲を明確にしました。 重複申請のないよう、他課との連携をより一層図ってまいります。	措置済み
58	183 ページ		○	都市農業活性化 農地活用事業補 助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができてない。補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。	農政課	補助金実績報告書の書式において、「事業の経過及び結果の概要」欄が既にありますので、記載マニュアルを作成し、詳細な報告や効果を記載いただく等により事業検証を行ってまいります。	措置予定
59	183 ページ		○	都市農業活性化 農地活用事業補 助金	所管課としては、水利権や用水路等を維持するという政策的な観点からは、行政が関与する必要性はあると考えているが、補助を通じて維持管理を促していくかどうかについては課題として認識しており、農業団体等に対して実態を聞き取りしながらより効果的な事業のあり方を検討していく必要があると考えているということであった。用水路等の適切な維持管理のための市としての関与の在り方について、補助の継続の要否も含めて、検討する必要がある。	農政課	用水路等の適切な維持管理のための市としての適切な関与の在り方について、今後検討してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
60	188 ページ		○	クロスカントリー 競走大会補助金	当該補助金の交付要綱には、補助対象経費は「市長が必要と認めるもの」としか定められていなかった。補助の対象となる経費は、要綱に具体的に定める必要がある。	市民 スポーツ 支援課	対象の項目について定めるよう実行委員会とは協議を行います。令和4年度の事業までに対象経費を要綱に反映できるよう調整いたします。	措置予定
61	188 ページ		○	クロスカントリー 競走大会補助金	補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助団体である実行委員会宛ての名称となっておらず、東大阪市体育連盟、東大阪市、市民スポーツ支援課といった正しくない宛名となっているもの、また、宛名が空欄となっているもの等が複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう実行委員会に指導すべきである。	市民 スポーツ 支援課	領収書については宛名の名称の指導を行い、実施報告の際にも当課にて随時確認を行うように徹底いたします。	措置予定
62	193 ページ		○	指定文化財整備 補助金	本来支出の事実を確かめるための証憑書類を確認しなければ、実際に補助金の交付先が支払ったという事実を確認することはできない。そのため、請求書だけではなく、領収書等も提出させ確認すべきである。	文化財課	令和4年4月1日付けで「東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付要綱」を一部改正し、補助をうけて実施した市指定文化財修理等の実績報告書には、支払いの根拠となる請求書、支払い済を証する領収書を添付することとしました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
63	193 ページ	○		指定文化財整備 補助金	東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱上、補助金の申請、交付決定、実績報告と精算のための手続等について、補助団体が提出し、所管課が確認する書類や手続が明確に定められていない。要綱の規定を見直しするべきである。	文化財課	令和4年4月1日付けで「東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付要綱」を一部改正し、市指定文化財の現状変更(修理)にかかる補助金交付申請時には、物件位置図、現状変更(修理)の概要を示す図面等書類、現状写真を添付することとしました。また、実績報告書には、支払いの根拠となる請求書、支払い済を証する領収書を添付することとしました。	措置中
64	201 ページ		○	人権啓発協議会 補助金	所管課は、同協議会に対して実施する事業についてより創意工夫を図るよう指導するとともに、補助対象事業の効果の測定方法について改めて再考すべきである。	人権啓発課	新型コロナウイルス感染症拡大の影響やインターネットの発展等からも人権問題や差別問題は日々複雑化・高度化しており、啓発活動や講演会の形態もこれまでと比べ大きく変化してきております。そういったことを踏まえた上でより時代に即した啓発活動に取り組むよう指導してまいりたいと思います。事業の適切な効果の測定方法については今後も継続し検討してまいります。	措置予定
65	204 ページ	○		同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	早急に本補助金の要綱を整備し、補助目的、補助の対象とする事業、補助の対象として適格な交付先の要件、補助対象経費、諸手続等を明らかにする必要がある。	人権同和調整課	指摘内容を踏まえ、本補助金の交付要綱を整備し、令和4年4月1日付けで制定しております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
66	214 ページ		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	最低限度額を設けるべきではなく、例外的に最低限度額を設けるのであれば、その根拠を明確にすべきである。	地域活動 支援室	リージョンセンター公民協働事業助成金は、事業計画書などの審査等により、事業の目的及び内容が適正か確認した上で、交付を決定しています。しかしながら最低限度額という表現は、事業内容に関わらず助成金を交付するという誤解を与えかねないことから、要綱改正に向けて準備を進めます。	措置予定
67	214 ページ		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	概算払により支給する場合には、その必要性和理由について検討のうえその妥当性について決裁を経るべきである。	地域活動 支援室	令和5年度より、助成金交付決定起案の摘要欄に概算払の必要性等を明記します。	措置予定
68	214 ページ		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	助成金は単年度の事業への助成であることから、基本的に翌年度への繰越は認めるべきではなく、是正に向けて検討すべきである。	地域活動 支援室	リージョンセンター公民協働事業は、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するために、企画運営委員会が自ら企画立案し運営しています。企画運営委員会は市民ボランティアで構成され自己資金がないことから、年度当初の活動経費や固定経費等については、繰越金で支出しています。翌年度への繰越を認めない場合、年度当初の支出ができなくなることで事業の運営に支障をきたすことが考えられるため、関係部局等と協議し検討します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
69	218 ページ	○		社会福祉協議会 補助金	本来補助対象経費とすべきでない支出に対しても、補助金が交付されてしまう恐れがあるため、交付要綱において実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求めるよう、交付要綱の見直しをする必要がある。 そのうえで、実績報告書提出時に、あわせて提出される補助対象経費の支出証憑に基づき、補助対象経費が、交付要綱に照らして適切であることを検証したうえで、補助金の交付を行うように交付手続を見直す必要がある。	地域福祉課	ご指摘を踏まえ、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求めるよう、交付要綱を見直しました。 令和3年度の実績報告時から、提出された補助対象経費の支出証憑に基づき、補助対象経費が、交付要綱に照らして適切であることを検証したうえで、補助金の交付を行うように交付手続を見直しております。	措置済み
70	218 ページ		○	社会福祉協議会 補助金	当該補助金が運営補助で、主として補助団体の人件費を補助する性格であることに鑑み、上記の実績報告の検査や、補助金の交付決定にあたっては、補助金額の積算(精算)の根拠資料として、補助団体の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び補助対象額を明示させ、これらの根拠資料を徴取すべきである。	地域福祉課	ご指摘を踏まえ、実績報告時及び交付申請時において、補助金額の積算(精算)の根拠資料として、補助団体の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び補助対象額を明示させ、これらの根拠資料を徴取するように交付手続を見直しております。	措置済み
71	219 ページ		○	社会福祉協議会 補助金	当該補助金が運営補助となっている現状に鑑みると、実績報告の疑義の有無に関わらず、補助対象団体が設立趣旨と照らして、効率的かつ効果的な法人運営を実施しているか否かについても現地調査を通して定期的に確認すべきである。また、補助の対象団体が市の外郭団体であり住民への説明責任がより大きいと考えられることや、効率的かつ効果的な法人運営のための一定の牽制も必要であることから、補助金の交付目的に応じた適切な交付のため、定期的な実地調査の実施について検討する必要がある。	地域福祉課	当該補助対象団体の所管課として、日々の業務の中で、団体の法人運営が効率的かつ効果的なものとなるよう指導を行っているところですが、ご指摘を踏まえ、より適切な法人運営となるよう、定期的な実地検査を実施してまいります。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
72	220 ページ		○	社会福祉協議会 補助金	補助の対象団体である東大阪市社会福祉協議会は市の外郭団体であることから、その補助の必要性や効果についての住民へのより明確な説明が求められる点に鑑みると、補助金の効果測定のための指標や目標を定めたうえで、毎年度効果測定する必要がある。	地域福祉課	ご指摘を踏まえ、令和4年度交付決定分から補助金の効果測定のための指標を定めており、実績報告時に効果測定を行うこととしております。	措置中
73	220 ページ		○	社会福祉協議会 補助金	東大阪市社会福祉協議会の設置趣旨や独自事業だけでの財政的自立が難しい経営実態を勘案し、当該団体の設立時より補助金を交付しているものであるが、東大阪市社会福祉協議会の令和2年度決算において経営状況に余力が見られることから、団体運営に財務上必要な補助であることをより明確化する必要がある。	地域福祉課	令和2年度決算においては、退職給付積立資産の増加等が要因となり、法人全体として一定の利益が生じているように映っているものの、実際には、独自事業だけでは財政的自立が難しい経営実態となっております。 予算要求時において、前年度の補助対象団体の決算状況を確認し、団体運営に財務上必要な補助であるか否かの検討を行っているところですが、ご指摘を踏まえ、令和5年度分からは、交付決定に係る起案文にその結果を記載するなど、より明確化を図ってまいります。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
74	222 ページ	○		市民福祉活動セ ンター補助金	実績報告及び添付資料を確認したところ、職員給料・職員賞与等の勘定科目別に予算額や決算額、また勘定科目別に「〇名分の」支出であるかの記載があるのみで、当資料から職員の名前や支給額との関連性を把握することができない。「団体に対する補助制度運用基準」は、実績報告への領収書添付を求めており、人件費等領収書のない支出については、領収書に相当するような証拠を添付する必要がある。	地域福祉課	当該補助金に係る交付要綱については、令和4年6月1日付けで廃止しました。 当該補助金において補助対象としていた経費については、東大阪市社会福祉協議会活動費補助金として交付するよう交付要綱の整理を行っており、今後は東大阪市社会福祉協議会活動費補助金要綱に基づき、適切な事務執行に努めてまいります。	不措置
75	222 ページ		○	市民福祉活動セ ンター補助金	補助事業者である東大阪市社会福祉協議会に対しては、複数の補助金や委託費の受領者であることから、同一の対象者に対する人件費が重複支給される可能性があるため、予算書及び決算書には、領収書に代わる補助金額の積算根拠資料として、東大阪市社会福祉協議会の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び各人に対する補助対象額を提出させることが望ましい。	地域福祉課	当該補助金に係る交付要綱については、令和4年6月1日付けで廃止しました。 当該補助金において補助対象としていた経費については、東大阪市社会福祉協議会活動費補助金として交付するよう交付要綱の整理を行っており、今後は東大阪市社会福祉協議会活動費補助金要綱に基づき、適切な事務執行に努めてまいります。	不措置
76	222 ページ		○	市民福祉活動セ ンター補助金	補助事業者へのヒアリングや根拠資料との照合により支出内容の適切性を確認し、実質的な審査を実施すべきであり、加えて補助事業者は市の外郭団体であり、現在においても複数の補助や委託を実施しているため市から支給される総額が大きいことも鑑み、審査内容に疑問があったときには積極的に実地調査を実施すべきである。	地域福祉課	当該補助金に係る交付要綱については、令和4年6月1日付けで廃止しました。 当該補助金において補助対象としていた経費については、東大阪市社会福祉協議会活動費補助金として交付するよう交付要綱の整理を行っており、今後は東大阪市社会福祉協議会活動費補助金要綱に基づき、適切な事務執行に努めてまいります。	不措置

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
77	223 ページ		○	市民福祉活動センター補助金	補助金の有効活用のために、また加えて、補助事業者である東大阪市社会福祉協議会との関係の透明性を担保する意味でも、補助金の効果測定のための指標や目標を定め、定期的にその達成度合いについて検証することが望ましい。	地域福祉課	当該補助金に係る交付要綱については、令和4年6月1日付けで廃止しました。 当該補助金において補助対象としていた経費については、東大阪市社会福祉協議会活動費補助金として交付するよう交付要綱の整理を行っており、今後は東大阪市社会福祉協議会活動費補助金要綱に基づき、適切な事務執行に努めてまいります。	不措置
78	226 ページ		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	東大阪市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱第10条では、市の会計年度終了後2ヶ月以内に実績報告書が提出され、これに基づき補助金額の確定通知を行い、必要に応じて精算を命じるものとされている。 しかしながら、令和2年度の補助金について、令和3年5月31日に提出された実績報告書が、令和3年6月30日に差し替えられており、補助金額の確定通知が令和3年8月6日、精算金の支払いが8月13日と、会計年度終了から4か月以上経過した後の返還となっている。 これは、提出された実績報告書の詳細な数値の検証に時間を要するため、例年翌年度会計として受け入れているものであるとのことだが提出された実績報告について、ただちに検査を行い、精算金が支払われるよう体制を整備する必要がある。	地域福祉課	所属内において、補助金交付の事務フロー及びスケジュール等を改めて共有し、実績報告書提出後、担当者が速やかにその内容を検査できるよう体制を整備しております。令和3年度分については、相手方に対して、6月30日付けで確定通知書を送付しております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
79	227 ページ		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	東大阪市社会福祉協議会のような外郭団体に対しても、通常の補助事業者に対して行うのと同様のモニタリングを実施し、東大阪市社会福祉協議会が予算を適正に使用し、正確な実績報告書を作成しているか否かについて適時かつ適切に検査すべきである。	地域福祉課	ご指摘を踏まえ、令和3年度分の実績報告時から、東大阪市社会福祉協議会が予算を適正に使用し、正確な実績報告書を作成しているか否かについてチェックリストを作成し、検査を行いました。今後も引き続き、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済み
80	227 ページ		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	校区を取り巻く環境の変化や時代の変化にあわせて、補助金交付額の見直しを検討するとともに、現状の35万円という基準を踏襲するのであれば、その根拠を明確にする必要がある。あわせて事業実施回数が著しく少ない校区に対しては東大阪市社会福祉協議会を通して必要な事業の実施を指導すべきである。	地域福祉課	ご指摘を踏まえ、事業実施回数が著しく少ない校区に対しては、東大阪市社会福祉協議会を通して必要な事業の実施を指導するとともに、補助基準額のあり方についても検討を行ってまいります。	措置予定
81	242 ページ		○	サービス継続支援事業補助金	補助事業の実施にあたって、補助金の交付団体は、当該団体の代表者と親族と思われる者(関連当事者)と車両の賃貸借契約を締結している。関連当事者との取引は一般的に価格操作等の不適切な取引や行為を行いやすいことから、このような取引の妥当性や合理性を外観的に怪しまれる可能性のある取引は実行しないように指導する必要がある。	高齢介護課	ご指摘のあった件については、令和3年度事業において当該指摘の取引はありません。 ご指摘の内容を踏まえ、令和4年度申請受付分より、事業者からの提出書類において契約の相手先に疑義が生じた際には、その詳細も確認するようマニュアルに記載し、不適切な補助金の交付がないよう対応することとしました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
82	242 ページ		○	サービス継続支援事業補助金	ある事業者は連携支援事業費補助として、iPhone11(256GBパープル)、iPhone12(256GBホワイト)を購入していた。新型コロナウイルス感染症への感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費等に対し、支援を行うための補助であり、要綱第7条(5)その他市長が必要と認める費用として申請のあったものであるが、社会通念上経済的合理性に欠ける高額な機器であり、補助を行う必要性に疑念がある。要綱第7条(5)に規定される必要性について、交付決定を行うにあたっての検討も不十分である。	高齢介護課	ご指摘の内容を踏まえ、令和4年度申請受付分より、合理性が乏しいと思われる高額な機器の申請があった際には、事業者からヒアリングをした上で検証を行う旨をマニュアルに記載をし、課内で共有いたしました。	措置済み
83	242 ページ		○	サービス継続支援事業補助金	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書(様式第10号)の提出を求めているが、監査実施時点で既に決算日が到来していると考えられる社会福祉法人(3月決算が法定)等についていまだ提出を受けていなかった。適切に期限内に提出をしている団体がある一方で、提出していない団体があるのは公平性の観点からも不適切である。返還が必要な場合には過大に補助金を交付していることになるため、早急に提出させ状況を把握する必要がある。 なお、公益法人等であり、特定収入割合が5%超となった場合にはそもそも返還は生じない。このように予め返還が生じないと見込まれる事例を事前に整理したうえで、返還が生じない場合の報告に係る事務負担を軽減できるよう今後は考慮して事務を行う必要がある。	高齢介護課	ご指摘の内容につきましては、令和3年5月に各法人の確定申告後に提出するよう通知いたしましたが、国・府への報告期限が補助の翌々年度6月30日までとなっていることから令和4年3月時点で未報告の事業者に変更して期限を定めて通知いたしました。なお、当初の通知時点で、公益法人等の特定収入割合が5%超で返還が生じない場合の記載例等を添付しており、過度な事務負担とならないよう配慮しております。今後におきましても適正な事務執行に努めてまいります。	措置済み
84	245 ページ		○	日常生活自立支援事業補助金	補助金の精算にあたり、東大阪市は東大阪市社会福祉協議会に対して実績報告及び精算書を提出させ、精算書の内容を確認するのみである。その支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書の提出も求めておらず、支出内容自体について市はなんら検証していない。十分な実績報告の検査が行われておらず不適切である。	高齢介護課	令和4年4月1日施行にて要綱の改正を行い、令和3年度分の補助金実績報告より領収書等の提出を受けています。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
85	245 ページ		○	日常生活自立支援事業補助金	要綱上、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定も見直す必要がある。	高齢介護課	ご指摘の内容を踏まえ、令和4年4月1日施行にて実績報告書の様式に支出証憑(領収書)の添付を求める旨を追記する改正を行いました。	措置済み
86	248 ページ		○	老人クラブ活動補助金	老人クラブ連合会に対する補助金の効果測定のための指標や目標を定めたうえで、補助金を交付することの必要性を検討することが必要である。	高齢介護課	ご指摘の内容を踏まえ、令和4年度の実績報告より各校区の参加状況を報告していただき、評価の際の参考とすることといたしました。なお、老人クラブ等への援助は老人福祉法において地方公共団体の努力義務となっていることから、引き続き必要な補助を実施してまいります。	措置中
87	257 ページ		○	介護保険サービス利用料軽減助成金	所管課は、補助金交付事務手続の効率化のために申請書類を改めて見直し、「変更交付申請書」の申請は補助事業の内容や経費の配分変更等必要な場合に限定すべきである。	給付管理課	申請書類を改めて見直し、令和4年2月に「変更交付申請書」の申請は補助事業の内容や経費の配分変更等必要な場合に限定することとしました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
88	261 ページ		○	衛生管理体制確保支援等事業補助金	本補助金は障害福祉サービス事業者等が担う事業の継続性にあると考えられること、令和3年度以降も継続するということであるから、類似の補助金を所管する他の課での感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある。	障害施策推進課	令和4年度6月末時点において、事業実施予定がなく、今後国において補助事業の実施が決定される等した場合は、実施を検討してまいります。	不措置
89	262 ページ		○	衛生管理体制確保支援等事業補助金	補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助事業者の名称となっていないもの、宛名がないものが複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう各事業者に指導すべきである。	障害施策推進課	令和4年度6月末時点において、事業実施予定がなく、今後国において補助事業の実施が決定される等した場合は、実施を検討してまいります。	不措置
90	265 ページ		○	サービス継続支援事業補助金	本補助金は障害福祉サービス事業者等が担う事業の継続性にあると考えられること、令和3年度以降も継続するということであるから、類似の補助金を所管する他の課での感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある。	障害施策推進課	6月補正予算にて事業実施が決定したため、今後事業開始に向けて手続きの準備中です。事業所への案内については、ウェブサイト等を活用した全体向けの通知に加えて、コロナ感染報告があった事業所情報を関係課と共有し、事業所に対して個々に情報提供を行ってまいります。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
91	266 ページ	○		サービス継続支 援事業補助金	補助金の申請書類を閲覧したところ、次のような誤りあるいは不適切な事例が認められた。今後適切に事務処理を行う必要がある。 (1)見積書と入出金明細書をもとに補助金の交付決定が令和3年3月29日に行われている。しかしながら、当該入出金明細書は令和3年3月31日付けで入手されたものであったことから、本来交付決定は入出金明細書により出金を確認できた令和3年3月31日付けで行うべきであり、令和3年3月29日付けで交付決定が行われたことは不適切であった。 (2)補助対象経費として申請された交通費について、ICカードへのチャージ代全額が申請され、当該申請に対して補助金が交付されていた。この点について、所管課からは、チャージ金額2,000円については実費相当分であるという報告を事業者から受けたということであった。しかしながら、具体的な経路や個々の金額までは確認できておらず、本来交通費は実費で申請されたものについて補助金が交付されるべきである。	障害施策 推進課	(1)今年度実施する同補助金の交付決定に当たっては、申請書類に添付された資料の日付等を確認し、交付決定に過誤が生じないよう適切に事務処理を行ってまいります。 (2)交通費を対象経費とする場合については、実費相当であることを確認するため、挙証資料の提出を求めます。	措置予定
92	269 ページ	○		社会福祉施設等 整備費補助金	監査の対象とした事業は翌年度にまたがる事業であったが、誤って様式第11号ではなく様式第10号により報告を受けていた。本来は障害者施設整備補助金年度終了実績報告書(様式第11号)に基づく報告を受けるべきであった。	障害施策 推進課	令和4年6月時点で、改めて様式第11号による実績報告書の提出を受けました。	措置済み
93	269 ページ	○		社会福祉施設等 整備費補助金	補助金について公募を原則とするとともに、選考委員会の設置等も含めて、広く事業者を募る仕組み、補助金を広く活用してもらえるよう周知する仕組みを検討する必要がある。	障害施策 推進課	施設整備補助事業については、市の予算措置の課題があり、広く事業者を募る仕組みや選考委員会の設置について、部内及び関係課との協議が必要と考えています。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
94	276 ページ	○		移動支援事業補助金	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされているが、令和2年11月の事業実施分の実績報告書の日付が全て令和3年1月25日となっている。これは、対象件数が膨大であり、実務上の便宜性から、所管課での決裁後担当職員が手書きで報告日付を記載しているとのことであった。 このとおり、実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。他市の状況等も参考に、例えば、情報処理システムへの投資等膨大な事務処理をより効率化するための方策を積極的に検討すべきである。	障害福祉 認定給付課	要綱との乖離を解消しつつ、膨大な件数を漏れなく審査支払処理できる方法を検討しています。 大阪府国民健康保険団体連合会にて、事業所から請求を一括で受け付け、支払う仕組みの構築のため、システム開発が進められています。地域生活支援事業(移動支援事業)の電子請求化が開始されれば、審査支払の委託を検討していきます。	措置中
95	279 ページ	○		地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされているが、令和2年9月の事業実施分の実績報告書日付が全て令和2年11月2日となっている。これは、対象件数が膨大であり、実務上の便宜性から、所管課での決裁後担当職員が手書きで報告日付を記載しているとのことであった。 このとおり、実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。他市の状況等も参考に、例えば、情報処理システムへの投資等膨大な事務処理をより効率化するための方策を積極的に検討すべきである。	障害福祉 認定給付課	要綱どおりの事務が行われるよう、電子申請システムの活用を検討しています。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
96	281 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	交付対象として不適切な事業者等を明確にして、当該事業者等に対する補助金交付を防止するため、要綱において欠格要件を明確化し、交付申請時に欠格要件に該当しないことを確認したうえで、補助金を交付すべきである。	障害福祉 認定給付課	令和4年度中に東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱を改正し、欠格要件を明記します。	措置中
97	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」と実際の購入額に乖離があった場合には、実際の購入額以上の補助金が交付される可能性があるため、ミスや不正は起こりうるものだという認識のもと、ミスや不正が生じていないことを確かめるために、実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性の確認を実施すべきである。	障害福祉 認定給付課	見積りから納品、請求までの、実際の詳細な流れを調査し、整合性の確認を取るためにはどういった手順を加えるべきか検討中です。	措置中
98	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされており、当該定めに従った適時の補助金請求及び実績報告に基づく交付を担保するため、補助金の交付申請にあたっては、「日常生活用具給付券」に、適切な用具受領年月日を記載するように指導すべきである。	障害福祉 認定給付課	事業者に送付する補助金交付決定通知書に留意事項の案内文を毎月同封するとともに、市ホームページにも同留意事項を掲載し、周知の徹底を図ります。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
99	282 ページ	○		日常生活用具給付事業補助金	補助金は各予算年度の間に実施された事業に対して執行されるものであることから、これらの申請について令和2年7月分の補助金申請として受け付けるべきではなく、補助金として交付するべきではなかった。	障害福祉 認定給付課	補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定める事務処理マニュアルを作成し、受付時、支払時それぞれの審査において、当該マニュアルに従って、適切に判断できるよう、課内で共有いたします。	措置中
100	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	事業者等に対して適時、適切に事務を行うよう改めて指導を行うとともに、補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定めることを検討すべきである。	障害福祉 認定給付課	事業者へ送付する補助金交付決定通知書に留意事項の案内文を毎月同封するとともに、市ホームページにも同留意事項を掲載し、周知の徹底を図ります。 補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定める事務処理マニュアルを作成し、受付時、支払時それぞれの審査において、当該マニュアルに従って、適切に判断できるよう、課内で共有いたします。	措置中
101	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	所管課としても、申請時期等が不適切なものが含まれていないか、チェックする仕組みを検討し、当該仕組みにしたがってチェックを行う必要がある。	障害福祉 認定給付課	補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定める事務処理マニュアルを作成し、受付時、支払時それぞれの審査において、当該マニュアルに従って、適切に判断できるよう、課内で共有いたします。 同時に、当該マニュアルに沿ったチェックの仕組みを検討いたします。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
102	293 ページ	○		民生委員関係事業補助金	補助金の精算にあたっては、事業年度終了後2か月以内に事業の実績等を記載した実績報告書及び活動事業補助金については東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金積算内訳書を提出しなければならない。しかしながら、協議会連合会内で監事による会計監査を受けていることを理由として、当該会計監査報告書を確認するのみで支出内容の妥当性について何ら検証されておらず、検証するための領収書等の支出を証する証拠の提出を求めている。補助金として支給するのであれば、会計監査報告だけでなく、費用の内容について検証が必要であると考えられる。そのため、十分な実績報告の検査が行われているとは言い難い状況である。	生活支援課	広報啓発事業については、民生委員児童委員協議会連合会の事務局である東大阪市民社会福祉協議会の担当者と令和4年5月19日に協議し、今後検証するための領収書等の支出を証する証拠の提出を求める又は実地調査により確認し、支出内容の妥当性を検証することとした。 活動事業補助金にかかる費用の検証については、検証方法等について社会福祉協議会と協議し適切な方向性を検討してまいります。	検討中
103	293 ページ	○		民生委員関係事業補助金	東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱及び東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱において、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証拠の添付を求める規定がないため要綱上の規定の見直しを行う必要がある。	生活支援課	約800名の民生委員・児童委員に対し日々の活動に要する費用に係る領収書等の提出を求めるにあたって、円滑な活動に支障をきたすことの無い様、領収書等の提出が必要な対象経費の精査についても検討し、要綱上の規定に関しての見直しについては検討方法も含め慎重に見直しを検討してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
104	294 ページ		○	民生委員関係事業補助金	民生委員活動費について既述のとおり、民生委員一人当たり60,200円、民生委員会長活動費負担金が一入当たり50,000円、地区民生委員協議会活動推進費負担金が一入あたり5,400円と定められている。このうち、地区民生委員協議会活動推進費負担金を一入あたり5,400円とする根拠がない。 補助単価について、根拠を明確にするとともに、定期的な見直しを行う必要がある。	生活支援課	地区民生委員協議会活動推進費負担金一入あたり5,400円の根拠については、地方交付税措置により地区民生委員協議会活動推進費として定められている1か所当たり年額250,000円に民生委員協議会数を乗じて得た金額に相当額を加算し、一入当たりの単価を算出したものです。補助単価の根拠の明確化及び定期的な見直しについては今後検討してまいります。	検討中
105	301 ページ		○	再生可能エネルギー等普及促進補助金	提出期限が到来しているにもかかわらず、いまだに実績報告書の提出がなされていないことは補助金の取消事由にも該当することから早急に提出を求め、それでもなお提出がない場合には補助金の決定を取り消す等、当該状況を是正する必要がある。	環境企画課	実績報告書未提出の方には郵便・電話・メール等により督促し提出いただいております。令和3年度分についても引き続き対応してまいります。令和4年度申請分からは、申請書類に報告書を入れるよう見直し致しました。	措置済み
106	312 ページ		○	放置自転車追放推進事業補助金	会計報告書の様式の統一も含めて、会計報告書の提出にあたってのルールを統一するとともに、各放置自転車防止対策推進協議会に周知すべきである。	自転車対策課	令和4年度において、会計報告書の様式を統一し、各協議会に周知しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
107	313 ページ	○		放置自転車追放 推進事業補助金	補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助団体の名称となっていないもの、宛名がないものが複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう各放置自転車防止対策推進協議会に指導すべきである。	自転車 対策課	令和4年度において、領収書等に正しい宛名を明記するよう、各協議会に指導しました。	措置済み
108	315 ページ	○		高齢者自転車用 ヘルメット購入費 助成事業補助金	市では、本補助金の実績報告の確認にあたって、事業者から提出を受けた実績報告書及び収支決算書の内容と、自転車用ヘルメットを購入した高齢者から事業者への助成金申請書を照合し、支出内容や金額の確認を行っているものの、支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書等の根拠資料の提出は求めておらず、支出内容自体についての検証が不足している。市においても支出内容や金額の整合性を判断する根拠資料として、領収書等を確認すべきである。	安全調整課	令和3年度の実績報告書の提出時には、領収書等の添付がされており、安全調整課で支出内容のチェックを行いました。	措置済み
109	315 ページ	○		高齢者自転車用 ヘルメット購入費 助成事業補助金	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱においても、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないことから、要綱の規定も見直す必要がある。	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱において、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定を追加しました(令和4年7月1日施行)。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
110	316 ページ		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	市民の命と健康を守るという観点から、補助対象者の拡大や他の課との協働を検討すべきである。	安全調整課	児童・幼児など、補助対象者の拡大を検討してまいります。	措置予定
111	316 ページ		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、概算払の対象から除外することも検討すべきである。	安全調整課	確定払に変更することは課題があると考えています。しかし概算払は限定的な使用にとどめる必要があることは認識しており、課題点の解決に向け関係機関と相談し、概算払の対象から除外することも検討してまいります。	措置予定
112	319 ページ		○	農業用排水路維持管理補助金	要綱において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	土木工営所	要綱変更を準備中であり、令和5年度より施行を予定しています。また、他課の補助金と重複はない旨、確認済みです。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
113	322 ページ		○	緑の保全事業補助金	実績報告書に添付されている助成金使途明細書の内容は本来申請者に修正を依頼すべき事項である。今後は申請者に修正を依頼すべきである。	みどり 景観課	令和4年度以降は、提出書類のチェックリストを用いて、助成金使途明細書を含めた提出書類に修正が生じた場合は、都度申請者に修正を依頼するよう、職場のルールとして決めました。	措置済み
114	325 ページ		○	公園愛護会補助金	十分な実績報告の検査のためには、実績報告書の根拠資料となる領収書等を入手し、支出内容の妥当性について検証することが必要である。	公園課	令和3年度分の公園愛護会補助金を精査し、令和4年5月20日と25日に支出しました。	措置済み
115	332 ページ		○	地域まちづくり推進会議補助金	概算払の必要性和理由について検討するとともに、それらの内容について決裁を経るべきである。	住宅改良室	まちづくり推進会議は、市の政策に協力している収益のない団体である為、概算払を行っております。その必要性を要綱に示す為、要綱の見直しを行う予定です。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
116	332 ページ		○	地域まちづくり推 進会議補助金	要綱において、実績報告書の提出の際に支出証憑の添付を求 める旨の規定がないことから、要綱の見直しを行うべきである。	住宅改良室	実績報告書に支出証憑の添付を求める 旨の規定を設ける為、要綱の見直しを行う 予定です。	措置予定
117	337 ページ		○	老朽住宅解体除 去補助金	東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱 第4条(2)の1㎡あたりの単価12,000円は平成26年度の補助金の 導入時に市営の木造住宅の除却費用を基に基準を算定してい る。また、補助金の限度額については地区内の木造建築物の平 均延べ床面積を250平方メートルであることを固定資産税に係る 台帳から算出し、計算している。一方で、平成26年度からは相当 期間経過しており、直近の実績から算出した除却費用から妥当か どうかについて検証すべきである。	市街地 整備課	令和4年度密集市街地整備アクションプロ グラムにおいて、老朽住宅解体除却補助金 の対象地区である地震時等に著しく危険な 密集市街地は、令和7年度までに解消予定 としています。検証した結果、平成26年度よ り単価が多少上昇しているため、今後関係 各課と調整し検討していきます。	検討中
118	342 ページ		○	民間建築物耐震 化促進補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問 い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検 討する必要がある。	建築安全課	令和3年度に「東大阪市住宅・建築物耐震 改修促進計画」の中間検証にて耐震化率を 算出し、補助金の効果と必要性を確認しま した。また、「市政世論調査」による市民向 けアンケートにて補助制度の必要性を確認 しました。今後も耐震化に向けて効果的な 補助制度の運用を図ります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
119	346 ページ		○	空き家等対策補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	空家対策課	補助金を使って解体した物件の解体後の利用状況を確認し、その用途に応じた一般的な税額を試算し、解体前の利用用途との税額を比較することで、当該補助金の費用対効果を検証し、空き家対策に資する効果的な補助制度となるよう適宜見直しを行います。	検討中
120	352 ページ		○	クラブ活動運営費補助金	学校の作成した事業計画書の数値が前年度のままであり、事業計画書の修正依頼を失念していたとのことであった。今後は学校担当者にも作成誤りがないよう呼びかけるとともに、所管課での申請書確認の際には留意が必要である。	学校教育推進室	ご指摘の事業計画書については、当該中学校より修正した事業計画書を新たに提出させるとともに、今後は適切に計画書等を作成するように改めて指導いたしました。また、学校教育推進室内において申請や交付決定時に提出が必要な書類を時点ごとにその都度複数人で確認するよう職場内でのルールを定めました。	措置済み
121	355 ページ		○	人権教育研究会補助金	実績報告書の添付資料として補助事業者から提出された領収書綴を閲覧したところ、領収書宛名が補助団体の名称となっていないもの(事務局職員名)が認められた。当該領収書は補助事業者が補助金事業に必要な費用を支出したことを示す資料であることから、個人名での領収書受領は望ましくない。宛名は補助団体名称に統一するよう、補助団体へ指導する必要がある。	人権教育室	令和4年5月31日付の通知文にて、領収書宛名を補助団体名称に統一するよう、補助団体へ指導しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
122	357 ページ		○	学校園保健会補助金	補助金未使用額は本来市の財源となるものであることから、年度により恣意的に精算要否が決定されるべきではない。令和元年度の未使用額75,733円は速やかに戻入させるとともに、今後運用基準等に戻入基準を定めることにより、恣意的に精算の要否を決定しないような仕組作りについて検討すべきである。	教職員課	今年度中の措置に向けて戻入基準を検討しています。	措置中
123	357 ページ		○	学校園保健会補助金	学校園保健会補助金に関する要綱等では実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定の見直しも必要である。	教職員課	現在、要領改定に向けて学校園保健会の役員へ説明を行い、意見を集約しています。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
124	363 ページ		○	学校給食会運営補助金	賞味期限切れ前の食品を廃棄することに関する合理的な説明は得られなかった。 未利用食品への利用の対応は、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時等への対応にも役立つものであることから、取組を充実・強化すべきである。	学校給食課	指摘されている件については、「事業者より学校給食会に提出された「廃棄物処理証明書」(2020年8月4日廃棄)を確認したところ、賞味期限切れ前の食品が廃棄されています(さんま素焼きレトルト 296個 賞味期限8月18日)」ということでしたが、当時は長期にわたる学校臨時休業(期間の目途がなく、途中で休業期間が延長された)があり、その間に使用する予定であった本食材については、給食がない夏休み期間中ということで使用する機会を失い、業者としても在庫保有コストがかかってくることから、やむをえず廃棄されました。基本的には、学級閉鎖があったとしても、他の献立で使用する等の方法をとっており、積極的に未利用食品への利用対応を検討するのではなく、引き続き未利用食品を発生させない取り組みを進めることとしますが、食材によっては、全く検討の余地がないわけでないので、コストを見つつ、指摘されている趣旨を踏まえながら、今後の課題と致します。	検討中
125	364 ページ		○	学校給食会運営補助金	学校給食会運営補助金の精算について、東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱では会計年度終了後60日以内に実績報告書を提出し、その後精算することとなっている。資料を閲覧したところ、令和元年度の実績報告書提出日付は令和2年5月22日、「納付・収納済通知書」による納付精算日付は令和2年12月23日(精算額226,000円)であった。 令和2年度について確認したところ、令和2年度実績報告書の提出日付は令和3年5月31日、精算額224,000円の「納付・収納済通知書」の納付日付は令和3年7月15日であった。 精算は実績報告書提出後速やかに行うべきである。	学校給食課	ご指摘のとおり速やかに行うよう努めます。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
126	373 ページ	○		文化団体活動補助金	文化団体補助金は交付要領において補助事業者を「東大阪市文化連盟」と限定し、交付目的を「東大阪市文化連盟の文化活動のために」と記載している。補助金要領において補助事業者を定めることは、他の団体の補助金応募に対する公平な機会を奪うこととなり、公益性の観点から適当でない。 また、東大阪市補助金等交付規則第4条にあるとおり、「補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める」ものであり、市の財政状況や、補助事業の申請内容に応じて每期変動することが想定されているにも関わらず、当補助金交付要領において補助金額が定額(732千円)と定められている。補助金額を交付要領において定額と定めることは、経済性の観点から適当でない。 補助事業者の選定については公募を検討し、また補助金額は毎年度の補助事業者からの申請に基づき市が決定することとすべきである。	社会教育センター	東大阪市文化団体活動補助金交付要領について、他にも指摘をいただいております包括外部監査結果及び意見と合わせて、現在補助金を交付している東大阪市文化連盟と、記載内容の改正について協議を行っているところです。 また、補助事業者の選定については、東大阪市文化連盟が補助事業者として適切かどうかや、公募実施の可能性について検討をしているところです。	措置中
127	374 ページ		○	文化団体活動補助金	昭和42年以降の長期にわたって補助事業が継続されていることも勘案し、事業への参加人数等の確認等、対象事業に対する効果測定を実施し、補助事業全体の必要性も含めて検討をすべきである。	社会教育センター	文化団体活動補助金にて現在補助を行っている、東大阪市文化連盟加盟団体が開催している各市民文化祭について、今後、参加人数を各団体から聞き取る等して、効果測定を検討し、それらを基に補助事業全体の必要性も含めて検討をしているところです。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
128	374 ページ		○	文化団体活動補助金	所管課は、要領において補助金の交付目的を個別の事業に限定し、事業の目的に限りて補助金の使用を許可し、補助金の未使用額を把握すべきであり、また補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組みを設けるべきである。	社会教育 センター	東大阪市文化団体活動補助金交付要領について、他にも指摘をいただいております包括外部監査結果及び意見と合わせて、現在補助金を交付している東大阪市文化連盟と、記載内容の改正について協議を行っているところです。 また、併せて補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組み作りについても取り組んでいるところです。	措置中